

1. 目的

世界に先駆けて超高齢社会を経験し、その健康課題に先進的に取り組んできた島根県においては、超高齢社会における健康課題の解明とその看護に焦点を当てた研究による看護方法の開発や知の構築を行っていく必要がある。

今後、さらに複雑さを増すことが予測される超高齢・長寿社会における健康問題に適切に対応して、人々の健康生活を支えるためには、これまで提唱されてきた加齢の諸理論や、培ってきた高齢看護学の知識・方法等をさらに発展させて、新たな知識と方法の集積による理論の体系化、すなわち「超高齢看護学」を構築することが急務である。

看護学専攻博士後期課程は、超高齢看護学の理論体系化に資する水準の独創的な看護学研究を自立して実施し、超高齢看護学の発展に寄与することを目的とする。

2. 目標

「超高齢看護学」を構築するための高水準で独創的な看護学研究を自立して実施し、看護の質向上に貢献することによって、人々が豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現に寄与することのできる教育研究者を養成する。

3. ディプロマ・ポリシー

・人材育成目標（社会における顕在・潜在ニーズ，修了生が身につけるべき資質・能力）・学位授与の方針

医学系研究科看護学専攻では、博士後期課程において以下に掲げる資質・能力を身につけた者に博士（看護学）を授与します。「超高齢看護学」を構築するための高水準で独創的な看護学研究を自立して実施し、看護の質向上に貢献することによって、人々が豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現に寄与することのできる教育研究者を養成します。

・目標としての学修成果（学修成果として身につく具体的な資質・能力の項目）

3年以上在学し、所定の単位を取得し、かつ、研究指導を受けて博士論文を提出し、その審査に合格することにより、博士（看護学）の学位を授与します。そのために、以下の学修成果を求めます。

1. 国内外の文献分析や保健・医療機関等でのフィールドワークをとおして、超高齢看護学の構築に資する研究課題を展望できる。
2. フィールドのケア対象者や実践者，異分野の研究者等と連携・協働して超高齢看護学の理論体系化に資する水準の研究を自立して企画・立案・遂行できる研究マネジメント能力が培われている。
3. 超高齢看護学としての学術的意義，新規性，創造性，応用的価値を有する博士論文を作成できる。
4. 博士論文の研究成果を国内外の看護系学会等で発表し，発信するために必要なプレゼンテーション力，英語力が身についている。
5. 博士後期課程修了後のキャリア・ビジョンとして，大学等の教育研究機関及び保健・医療の現場で，看護学の教育・研究をリードしていくことを明確に描けている。

・DP と特に関わりが深い SDGs17 の目標（大学院課程を通じた資質・能力の修得が、社会における SDGs のゴール達成とどのように関わるか）

1. SDG「3. 全ての人に健康と福祉を」

看護学専攻博士後期課程修了者は、看護の対象者である全ての人々が健康で豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現に寄与することのできる高度な知識を修得しており、医療・保健・福祉の分野でチームの要として活躍できる基盤を有しています。

2. SDG「4. 質の高い教育をみんなに」

看護学専攻博士後期課程修了者は、看護実践・看護研究の経験に富んだ教員より指導を受け、看護の実践者として、また自身が教導する立場に際して、適切かつ良質な指導・教育ができる基盤を有しています。

3. SDG「12. つくる責任 つかう責任」

看護学専攻博士後期課程修了者は、研究内容を発展させた開発に際して、開発者またその使用者として責任感を持ち、地球の環境と人間の健康を守るよう行動する基盤を有しています。

4. SDG「17. パートナリシップで目標を達成しよう」

看護学専攻博士後期課程修了者は、実践及び研究を通して保健・医療・福祉のあらゆる場において必要な情報・連携を見極め、パートナリシップをすすめる基盤を有しています。

4. カリキュラム・ポリシー

1. 教育課程の編成方針

- (1) 教育課程は、「超高齢看護学」の1分野とし、「超高齢看護学」を構成する専門科目として『超高齢看護開発特講』と『安全ケアシステム開発特講』の2科目を設けています。超高齢社会における多様な健康課題を創造的に探究し、看護ケア方法や看護実践モデルの開発、看護理論の生成などを行う超高齢看護開発と、これらの成果を人々が享受するための実用化と制度化を見据えた仕組みづくりに資する安全ケアシステム開発とが相互に関連し、バランスよく発展することで、世界に類を見ないわが国の超高齢社会が直面している様々な健康課題の解決に貢献することを目的としています。
- (2) 医学系研究科看護学専攻博士後期課程では、『超高齢看護開発特講（2単位）』『安全ケアシステム開発特講（2単位）』『研究方法特講（2単位）』『超高齢看護学研究演習（2単位）』『超高齢看護学特別研究（6単位）』の4科目をはじめ、基礎医学・臨床医学・地域医療の多様な関連科目を通じた学修によって、SDGsの「3. 全ての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「12. つくる責任つかう責任」「17. パートナリシップで目標を達成しよう」の全ての達成に資する人材を育成します。さらに全ての授業科目において、これらのSDGsの目標との対応関係をシラバスに記載し、学生にSDGsの理解を促します。

2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針

「超高齢看護学」を理論体系化するための高水準で独創的な研究を自立して行う能力を効果的に培うため、以下のカリキュラム（16単位）を設定します。

- (1) 「超高齢看護学」を構成する専門科目として、看護ケア方法や看護実践モデルの開発、看護理論の生成など超高齢看護開発に関わる『超高齢看護開発特講』と、看護の成果を効果的に提供するためのシステム開発に関わる『安全ケアシステム開発特講』の2科目4単位を1年次前期に設けます。国内外の看護学および看護学に関連する領域の理論、文献、報告書、資料等を網羅的に分析し、「超高齢看護学」の創生に繋がる可能性のある研究課題や理論構築の必要性を示す根拠の発見に努めます。「超高齢看護学」の構築を展望するために、両科目の最終回は合同セッションとします。
- (2) 「超高齢看護学」の研究を学際的に遂行するための視点と方法論を学ぶための『研究方法特講』2単位を1年次前期に設けます。
- (3) 『超高齢看護開発特講』、『安全ケアシステム開発特講』、『研究方法特講』と併行して、1年次の通年科目である『超高齢看護学研究演習』2単位を設けます。本科目では、フィールドワークを通して研究課題を模索します。「超高齢看護学」は新たに構築する分野であることから、自己の研究的関心に即した現地において、その対象や現象を直接観察し、関係者への調査を行い、現地での資料を収集することなどによって、そのコミュニティの特性に応じた、顕在的及び潜在的な健康課題や、今後起こり得る健康課題を予測し、研究すべき課題を浮き彫りにします。
- (4) 異分野融合研究を積極的に進め、ケア開発を戦略的に推進できる学際的リサーチマインドを身に付けることを目的として、本学医学系研究科医科学専攻博士課程で開講されている科目のうちから、看護学との連携と融合が期待できる以下の10科目を関連科目として設定し、その内から1科目2単位以上を履修します。
『地域がん治療学』『がん医療社会学』『緩和ケア学』『環境医学Ⅰ』『環境医学Ⅱ』『医学・医療情報学Ⅰ』『総合診療・地域医療学Ⅰ』『臨床医学と社会・環境医学への高度情報学の応用』『知的財産と社会連携』『機能性物質・食品の医療応用と環境影響』
- (5) 博士論文作成に係る『超高齢看護学特別研究』6単位を設け、学生の研究テーマと履修計画に応じて、入学時から修了まで、主研究指導教員・副研究指導教員・研究指導補助教員の3名による重層指導体制により、「超高齢看護学」としての学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有する博士論文を作成できるよう個別に研究指導を行います。

3. 学修成果の評価の方針

- (1) 学修の成果は、シラバスに記載された学修目標、成績評価基準に基づき、試験、レポート等により達成度を評価します。
- (2) 学位論文審査は公開とし、知識・技能を発展・活用できる能力の修得度によって評価します。
- (3) 学生の学修成果等をもとに、教育課程を検証します。

<島根大学医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）学位論文評価基準>

島根大学医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）における博士論文の審査については、以下の基準により評価する。

1. 基本要件

博士論文は、医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が求める能力を修得したことを示す、独創性、新規性、普遍性、論証性のある明瞭かつ論理的に展開された論文で、研究成果は国際的公表に値する学術的価値の高い内容でなければならない。

2. 論文の構成

博士論文は、次の要件を満たす構成とする。

- (1) 論文の題目が適切である。
- (2) 研究の背景が記述され、研究領域において解決すべき課題や問題点が明確に述べられている。
- (3) 研究の意義及び目的が明確に述べられている。
- (4) 目的に沿った研究方法が明確かつ具体的に記述されている。
- (5) 目的に対応した結果がわかりやすく提示されている。
- (6) 得られた結果に基づき、矛盾や飛躍のない考察が記述されている。
- (7) 結論が適切に導き出されており、簡潔明瞭に記述されている。
- (8) 引用文献が適切に用いられている。

3. 論文の評価内容

博士論文の内容は、次のような点において評価する。

- (1) 看護学や看護実践の発展に貢献する内容を有する。
- (2) 先行研究が十分に検討され、研究背景、未解決の問題点が系統的に示されている。
- (3) 研究意義、研究目的の設定や研究方法が適切である。
- (4) データ・資料などを的確に収集し、妥当な分析を行っている。
- (5) 解決すべき問題点に対して、独創的な発想でアプローチした内容である。
- (6) 新しい知見の提示、普遍性のある知見の提示、独創的な提案等を行っている。
- (7) 得られた知見が看護学の発展にどのように貢献するのかを明確に述べている。
- (8) 文章表現が適当であり、首尾一貫した論理展開になっている。
- (9) 研究の全プロセスにおける倫理的配慮が適切になされている。

5. 履修方法

専門科目として、「超高齢看護開発特講」と「安全ケアシステム開発特講」の2科目4単位に加えて、「研究方法特講」2単位、「超高齢看護学研究演習」2単位、「超高齢看護学特別研究」6単位、関連科目から1科目2単位以上の合計16単位以上を履修する。

6. 学位論文審査

論文は、「超高齢看護学」としての学術的意義、新規性、創造性、応用的価値の観点から審査することとし、口頭発表と口頭試問による公開の最終試験を実施する。

7. 修了の要件

本課程に原則として3年以上在学し、専門科目の必修科目14単位、関連科目の選択科目から2単位以上の合計16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文審査並びに最終試験に合格することとする。

8. 学位授与

博士（看護学）

9. 学位論文の公表

博士（看護学）の学位を授与された者は、学位論文が学術論文として印刷、公開されるよう、指導教員の指導のもとに、学位を授与された日から1年以内に関連分野の学会誌に投稿することを原則とする。ただし、学位が授与される以前にすでに印刷公開している場合は、この限りではない。

10. 長期履修制度と修業年限

修業年限は3年であるが、社会人学生の就学を支援するために、島根大学学則第29条に則り、長期履修制度を導入する。

申請により当該制度の利用許可を得た学生は、修業年限の2倍の年限まで修業することができる。

11. 入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度

入学料については、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀であると認められる者、あるいは、特別の事情（入学前1年以内に、入学する者の学資負担者が死亡、または、入学する者もしくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合等）により納付が困難であると認められる者に対して、その全額または半額が免除される制度及び徴収を猶予される制度がある。

授業料については、全額または半額が免除される制度がある。

12. 奨学金制度

【日本学生支援機構奨学金】

学業成績、人物とも優れた学生で、経済的理由によって修学困難な方には、選考の上、奨学金が貸与されます。

令和7年度貸与月額

■第一種奨学金（無利子） 80,000円又は122,000円

■第二種奨学金（有利子）（年3%を上限とする利息付、在学中は無利息）

50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円の5種類から貸与額を選択

13. 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

教育研究活動中及び通学中等に傷害を被った場合あるいは、他人に対する賠償責任が発生した場合の補償制度で、医学部では学生全員が加入する保険である。